

○麻薬及び向精神薬取締法第五十八条の十四第二項の規定による診療方針及び医療に要する費用の額の算定方法

(昭和五十八年一月三十一日)

(厚生省告示第三十三号)

麻薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第五十八条の十四第二項の規定に基づき、麻薬取締法第五十八条の十四第二項の規定による診療方針及び医療に要する費用の額の算定方法を次のように定め、昭和五十八年二月一日から適用する。

麻薬及び向精神薬取締法第五十八条の十四第二項の規定による診療方針及び医療に要する費用の額の算定方法

(平一ニ厚告一ニ〇・改称)

七十五歳以上の者(平成十四年九月三十日において七十歳以上である者(同年十月一日において七十五歳以上である者を除く。以下「経過措置対象者」という。)を含む。)及び六十五歳以上七十五歳未満の者(経過措置対象者を除く。)であつて老人保健法施行令(昭和五十七年政令第二百九十三号)別表に定める程度の障害の状態にあるものに係る措置入院者について麻薬中毒者医療施設が行う医療に関する診療方針及び医療に要する費用の額の算定方法は、老人保健の診療方針及び医療に要する費用の額の算定方法の例による。

改正文(昭和六三年一月一九日厚生省告示第一〇号) 抄

昭和六十三年一月二十日から適用する。

改正文(平成一二年三月三〇日厚生省告示第一二〇号) 抄

平成十二年四月一日から適用する。

改正文(平成一四年一〇月二二日厚生労働省告示第三五七号) 抄

平成十四年十月一日から適用する。